

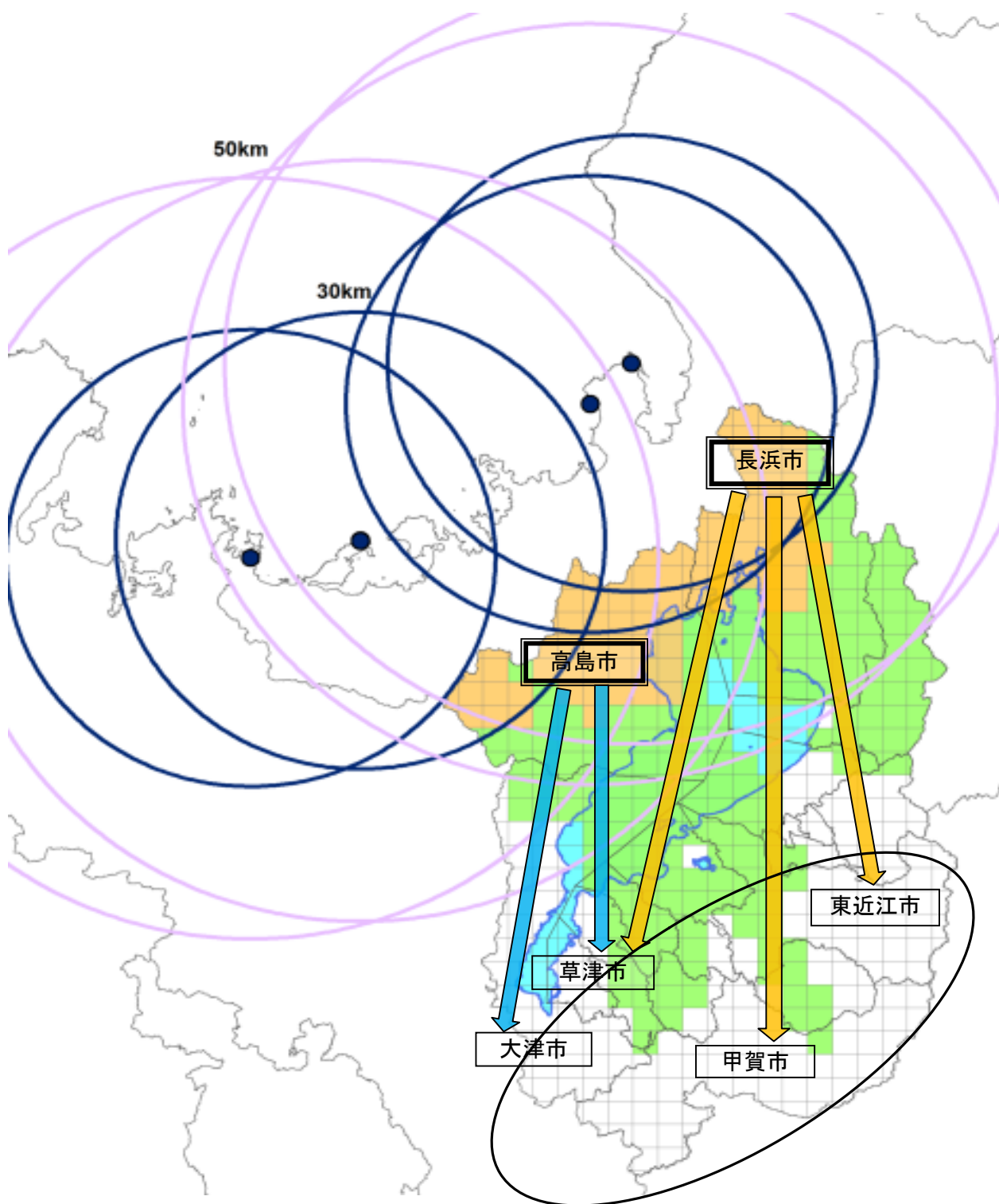
「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）」の見直しに係る論点

平成 25 年 1 月

項 目																
(1) 原子力災害対策重点区域の考え方について	<p>〈原子力災害対策指針の考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z : 原子力施設から概ね半径 5 km を目安 ・ U P Z : 原子力施設から概ね半径 30 km を目安 <p>○滋賀県では「防護準備重点区域」(UPZ) について、高島市、長浜市の一部の区域を含む地域を設定。</p> <p>〈広域調整〉</p> <p>一方、都道府県間の防災計画の整合性や広域的な避難を検討するため、国が若狭地域の原子力発電所等に関係する福井県、京都府、滋賀県、岐阜県、関西広域連合と設定方針について今後協議。</p>															
(2) P P A 区域について (放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置)	<p>〈原子力災害対策指針の考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「プルーム通過時の防護措置としては、主に屋内退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。」 <p>〔※ P P A の具体的な対策、判断基準については、今後原子力規制委員会で国際的議論を踏まえつつ検討し、指針に記載予定〕</p> <p>○滋賀県では、ほぼ県内全域に及ぶおそれがあるとして整理</p>															
(3) 防護措置基準の設定について (避難等の指標)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の県防災計画では、前防災指針に掲げる「ヨウ素による甲状腺線被ばく等価線量」、「外部被ばくによる実効線量」の予測による指標をベースに設定。 ・ 原子力規制委員会において避難などの防護措置の基準を含めた「E A L (緊急事態区分)・O I L (運用上の介入レベル)」を検討中。 <p>○見直し後の防護措置基準を県地域防災計画に反映</p> <p>〈原子力災害対策指針の防護措置判断基準(案)〉抜粋</p> <table border="1" data-bbox="657 1621 1212 1888"> <thead> <tr> <th>包括的判断基準 (基準の種類)</th> <th>基準の概要</th> <th>初期値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O I L 1</td> <td>迅速な避難等</td> <td>500 μ Sv/h</td> </tr> <tr> <td>O I L 2</td> <td>1週間程度内に一時帰還</td> <td>20 μ Sv/h</td> </tr> <tr> <td>飲食物の摂取基準 (O I L 3)</td> <td>迅速な飲食物摂取制限</td> <td>0.5 μ Sv/h</td> </tr> <tr> <td>O I L 4</td> <td>体表面の汚染</td> <td>β 線 : 40,000cpm</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 今後さらに検討を加えられる。</p>	包括的判断基準 (基準の種類)	基準の概要	初期値	O I L 1	迅速な避難等	500 μ Sv/h	O I L 2	1週間程度内に一時帰還	20 μ Sv/h	飲食物の摂取基準 (O I L 3)	迅速な飲食物摂取制限	0.5 μ Sv/h	O I L 4	体表面の汚染	β 線 : 40,000cpm
包括的判断基準 (基準の種類)	基準の概要	初期値														
O I L 1	迅速な避難等	500 μ Sv/h														
O I L 2	1週間程度内に一時帰還	20 μ Sv/h														
飲食物の摂取基準 (O I L 3)	迅速な飲食物摂取制限	0.5 μ Sv/h														
O I L 4	体表面の汚染	β 線 : 40,000cpm														
事故発生時の放出規模の予測方法	<p>事故時における迅速な避難を促すため予測情報の入手方法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S P E E D I の活用のあり方の結果も踏まえ検討を加える。 															

<p>(4) 改正のポイント</p>	<p>→ 別紙のとおり</p> <p>〔新たに追加項目〕</p> <p>①救助・救急対策計画</p> <p>②災害警備対策</p> <p>③緊急被ばく医療計画</p> <p>*滋賀県緊急被ばく医療体制（構成機関）</p> <p>*1次・2次等被ばく医療機関の指定は調整中</p> <p>※安定ヨウ素剤の服用手順等については、今後、原子力災害対策指針を踏まえ、必要事項を検討記載</p>
<p>(5) 広域避難対策</p>	<p>→ 別紙参考資料</p> <p>「原子力災害に係る広域避難のイメージ」のとおり</p> <p>①県内における避難先について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高島市、長浜市の受入先については、「大津市」、「草津市」、「東近江市」、「甲賀市」を中心に調整を図る。 <p>②県域を越える広域避難策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外への避難を要する場合には、他府県、関西広域連合へ要請
<p>(6) 活動体制の確立</p>	<p>〈警戒配備体制〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の配備体制の基準に、発電所立地市町で「震度5」が発生したときを追加

原子力災害に係る広域避難のイメージ 【参考資料】



※ 4市を中心に調整し、状況に応じて他の市町にも協力を求める。

(案)

第4 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

1 県は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国と連携し、緊急時放射線モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、防護準備重点区域（UPZ）を含む市に対し、住民等に対する防護準備重点区域（UPZ）内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告または指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市と連携し国に要請する。

なお、県の知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

2 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

3 県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

4 県は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市に対し避難所となる施設を示す。

5 県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県内の他の市町への広域避難については、県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションにおいて影響が少ない市町のうち、高速道路など道路を使った移動が容易であること、および受入れ可能施設の収容可能人数が一定規模あり、ある程度まとまった受入れが可能であることを考慮し、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。

また、県は、避難所の確保を図るため、必要に応じて、近隣府縣市や関西広域連合にも求め、応援要請・協力を求めるなど連携の確保に努める。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。